盛岡市事業拠点分散化等動向調査業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。 令和2年8月20日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 業務の概要

(1) 名称

盛岡市事業拠点分散化等動向調査業務委託

(2) 目的

本市においては、「盛岡市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、人口対策に係る戦略や 具体的な取組を進めている。本戦略の基本目標の一つとして「若者・女性がやりがいと魅力を 感じられるしごとの創出」を掲げ、企業誘致や創業支援に取り組んでいるが、今般の新型コロ ナウイルス感染症の感染拡大を受け、サプライチェーンの棄損による生産拠点等の国内回帰や 事業拠点の分散化の動きが広がっており、本市への企業誘致の好機と捉えている。

この好機を本市への企業立地に結びつけるため、本市を立地先に選択してもらうための戦略 及び受け皿づくりの判断材料を収集しようとするものである。

(3) 業務内容

- ア 企業誘致施策 (誘致活動のターゲット) の検討
- イ 企業等へのアンケート調査の実施
- ウ 立地可能性の高い企業を対象としたヒアリング調査の実施
- エ アからウまでの結果を踏まえた本市の立地環境に関する課題解決方策の検討 詳細は、別紙仕様書のとおり。
- (3) 発注者

盛岡市

(4) 委託期間

契約の日から令和3年3月15日(月)まで

(5) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(6) 提案上限額

12,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 提案者の資格要件

次に掲げる要件を満たす法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)とします。

(1) 日本国内に本社,支社,営業所又はこれらに類する事業拠点を有し,本業務の実施について,市の要求に応じて協議・対応できる体制を整えていること。

- (2) 法人等及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4第1項に該当する者
 - イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者
 - ウ 直近の国に納付すべき法人税,消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税,固定資産税及び都市計画税を滞納している者
 - エ 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社 更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者
 - オ 法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等(法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。)のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者
 - カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する 者
 - キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又 はその業務の補助者として使用する者

3 提案書類

- (1) 委託提案申込書(様式1-1号) 1部
 - ※ グループでの申請の場合、グループ申請構成書(様式第1-2号)を提出してください。
- (2) 提案資格を有していることを証明する書類 1部
 - ※ 各証明する書類は、写しでも結構です。
 - ア 法人登記簿の謄本(法人の場合のみ)
 - イ 定款又は寄附行為(全て複写。法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - ウー1 直近の国に納付すべき法人税,消費税及び地方消費税の納税証明書 1部 ※ 直近とは、納付期限が到来しているものを指します(以下同じ。)。
 - ウー2 税情報確認同意書(様式第2-1号) 1部
 - ウ-3 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書(様式 第2-2号) 1部
- (3) 申請する団体の役員等名簿(様式第3号) 1部
- (4) 企画提案書(様式第4号) 6部
- (5) 事業予算書(様式第5号) 6部
- (6) 設立趣旨,事業内容のパンフレット等,提案者の概要が分かるもの 6部
- (7) 実績調書 (様式第6号) 6部

- ※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。
- (8) グループの代表者,代表権限,意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類(グループでの申請の場合のみ) 6部
 - ※ グループで申請する場合, (2), (3)及び(6)について, グループを構成する全ての法人等について, 提出してください。

なお,(2)及び(3)の書類については,現に盛岡市の入札参加資格者名簿に登録済みである場合は不要とします。

また、次のアからオまでのいずれかに該当する書類は、これを無効とします。

- ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなっ た者から提出されたもの
- イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの
- ウ 所要経費が提案上限額を超えるもの
- エ 誤字, 脱字等により必要事項が確認できないもの
- オ 提出期限を過ぎて提出されたもの

4 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和2年8月31日(月)から9月11日(金)17時まで (土曜日,日曜日を除く,午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

盛岡市役所若園分庁舎1階(盛岡市若園町2番18号) 盛岡市商工労働部新産業拠点形成推進事務局

(3) 提出方法

持参、簡易書留、レターパック又はゆうパックで郵送すること。(9月11日(金)17時必着)

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けします。質問票(様式A)に必要事項を記入の上、電子メールで提出願います。

なお、口頭及び質問票によらない質問は受付けしません。

(1) 質問受付期間

令和2年8月20日(木)から8月26日(水)17時まで

(2) 質問に対する回答の公表

令和2年9月4日(金)までに盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表します。

(3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出願います。電子メールの件名には、 業務の名称を含めてください。

6 提案書類の審査

(1) 審查方法

ア 一次審査(書類審査)

参加者が3者以下の場合は、資格要件の審査のみ行います。参加者が4者以上の場合は、 企画提案書等による書類審査を実施し、3者以内に選考します。

イ 二次審査 (プレゼンテーション等による審査)

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行います。 (パワーポイント等使用可。オンラインによるプレゼンテーション可。)

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定します。なお、審査基準の詳細は、 盛岡市事業拠点分散化等調査業務委託プロポーザル審査要領を確認してください。

- ア 業務の目的の理解
- イ 提案内容
- ウ業務遂行能力
- 工 業務執行体制
- 才 実施費用

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページに掲載し、 公表します。

- (4) 公募・審査日程(予定)
 - ア 公募の周知(市公式ホームページ掲載,公募資料配布) 令和2年8月24日(月)
 - イ 質問の受付期間 令和2年8月20日(木)~8月26日(水)17時
 - ウ 質問に対する回答 令和2年8月28日(金)までに随時回答
 - エ 提案書類の受付期間 令和2年8月31日(月)~9月11日(金)17時
 - オ 一次審査の実施 令和2年9月17日(木)
 - カ 二次審査の実施 令和2年9月23日(水)
 - ※ 二次審査の日時等の詳細は、一次審査による上位3位までの提案者に対し、別途通知します。
 - キ 審査結果の通知・公表 令和2年9月24日(木)

7 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案

参加者1者につき、1提案とする。

(2) 費用負担

提案に関して必要となる費用(提案プレゼンテーションへの出席,書類の作成及び提出等) は、全て提案者の負担とします。

(3) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しません。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。

- (4) このプロポーザルに関する説明会は開催しません。
- (5) 公募資料等の配布

公募資料等を令和2年8月20日(木)から9月11日(金)まで盛岡市商工労働部新産業拠点 形成推進事務局(盛岡市役所若園分庁舎1階)で配布します。また、盛岡市公式ホームページからもダウンロードができます。

(5) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

(6) 契約方法等

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者から見積書を徴収して契約書を作成します。

イ 契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成しますが、この 業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案 内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがあります。この場合において、第1順位者 との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとします。

11 問い合せ先

盛岡市商工労働部新産業拠点形成推進事務局

住所 〒020-8531 盛岡市若園町2番18号

電話 019-613-8341 (直通)

電子メール monozukuri@city.morioka.iwate.jp